

令和 8 年度砥部町砥部焼産地原料価格等高騰対策支援事業費補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 28 日  
砥部町告示第 126 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町砥部焼産地原料価格等高騰対策支援事業費補助金  
(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、長期化する原料やエネルギー価格高騰の影響を受けて  
いる砥部焼関連事業者に対し、砥部焼製造に係る設備投資費用や砥部焼坏土  
の価格高騰分の一部を予算の範囲内で補助することにより、影響緩和及び産  
地維持を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第 3 条 補助事業者は、次の表に掲げるとおりとし、次の各号のいずれにも該  
当する事業者とする。

区分	補助事業者
1 砥部焼製造 に必要な機器 設備の整備に 対する支援	砥部焼を製造する事業者であって、砥部町内に事業所を有する者 又は砥部焼協同組合に所属する者
2 坏土の販売 価格の低減に 対する支援	砥部焼協同組合及び砥部陶磁器原料

(1) 継続的に事業を行っていることが認められ、補助金の交付を受けた後も  
事業を継続する意思がある事業者であること。ただし、新たに創業した事業  
者は、この限りではない。

(2) 町税等を滞納していない事業者であること。

(補助対象経費及び補助率)

第 4 条 補助対象経費及び補助率は、別表 1 で定めるもののうち、町長が必要  
かつ適当と認めたものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和 8 年度砥  
部町砥部焼産地原料価格等高騰対策支援事業費補助金交付申請書 (様式

第1号)に、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに令和8年度砥部町砥部焼産地原料価格等高騰対策支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ令和8年度砥部町砥部焼産地原料価格等高騰対策支援事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助金の額の変更

(2) 補助事業の内容の変更

- 2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、交付決定者に対し、令和8年度砥部町砥部焼産地原料価格等高騰対策支援事業費補助金変更承認通知書（様式第4号）を交付するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 交付決定者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和8年度砥部町砥部焼産地原料価格等高騰対策支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、交付決定者に対し、令

和 8 年度砥部町砥部焼産地原料価格等高騰対策支援事業費補助金事業中止  
(廃止) 承認通知書 (様式第 6 号) を交付するものとする。

(実績報告)

第 9 条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して 1 箇月を経過する日又は令和 9 年 1 月 8 日のいずれか早い日までに、令和 8 年度砥部町砥部焼産地原料価格等高騰対策支援事業費補助金実績報告書 (様式第 7 号) に、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 10 条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、令和 8 年度砥部町砥部焼産地原料価格等高騰対策支援事業費補助金確定通知書 (様式第 8 号) により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、速やかに令和 8 年度砥部町砥部焼産地原料価格等高騰対策支援事業費補助金請求書 (様式第 9 号) を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 12 条 町長は、前条の規定による請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(関係書類の保管)

第 13 条 補助事業者は、他の経理と区分した補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(財産処分)

第 14 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機器設備については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまで、町長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他必要な事項)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表 1

区分	補助対象経費及び補助率	配分額
1 砥部 焼製造 に必要な機器 設備の 整備に 対する 支援	砥部焼製造に必要な機器設備の整備に要する経費への補助 ○補助対象経費 1 機器設備あたり 100 千円(消費税及び 地方消費税を除く)以上の機械装置設備 (ソフトウェアを含む)の更新、性能向 上を伴う改修、新設、増設に要する経費 (運搬、設置等に係る経費を含む) ○補助率 2 / 3 以内 (千円未満切り捨て) ○補助限度額 1 機器設備あたり 2,000 千円	20,000 千円
2 坏土 の販売 価格の 抑制に 対する 支援	(1) 坏土の価格高騰抑制に要する原資の補助 坏土の価格高騰抑制を図る(令和元年10月1日の価格 を基準とした販売時点における価格抑制額)坏土販売事業 者に対する抑制原資の補助 ○補助対象経費 坏土の価格高騰抑制に要する原資 ○補助率 10 / 10 以内 (1 円未満切り捨て) ○補助限度額 1 kg あたり 31.2 円 ○その他 対象とする坏土は砥部町内で製造さ れたものに限る	6,840 千円
	(2) 坏土の販売事業者が要する事務経費に対する補助 坏土の販売事業者が価格高騰抑制を図るために必要と なる事務経費(消費税及び地方消費税を除く)への補助 ○補助対象経費 資料等印刷費、消耗品費、通信費、旅 費、賃借料、雑費、その他必要な経費 で町長が承認した経費 ○補助率 10 / 10 以内 (1 円未満切り捨て)	710 千円

※ 1・2間及び2(1)・(2)間の経費の流用は、認めない。